

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁

地 方 機 関

学校その他の教育機関

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十六号」を「第二十五号」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。